

児童手当制度改正のご案内

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当制度が変わります。

主な改正内容は下表のとおりです。

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	15歳年度末（中学校修了前）まで	18歳年度末（高校修了前）まで
所得制限	あり	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3歳未満 一律15,000円 ■ 3歳～小学生 第1子・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ■ 中学生 一律10,000円 ◆ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、上記に関わらず、一律5,000円（特例給付） ◆ 所得上限額以上の場合、上記に関わらず支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3歳未満 第1子・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ■ 3歳～高校生 第1子・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給時期	年3回 （各前月までの4ヶ月分を支給） 6月・10月・2月	年6回 （各前月までの2ヶ月分を支給） 4月・6月・8月・10月・12月・2月
多子加算※の算定対象	18歳年度末（高校修了前）まで	22歳年度末（4年制大学修了前）まで

※多子加算とは、第3子以降の支給額が上がる特例です。

※多子加算の算定方法は、現在の18歳年度末（高校修了前）までの児童を第1子としてカウントする扱いを見直し、22歳年度末（4年制大学修了前）までの子について、受給者の経済的負担等がある場合に第1子としてカウントする方法に変わります。

● 手続き方法

8月下旬に、改正にともない申請手続きが必要となる方に対して、通知および申請書を郵送しています。

申請書等に必要事項を記入し、役場・住民福祉課まで返送またはご提出をお願いいたします。

※受給者となる方が公務員の場合は、勤務先（所属庁）へご確認ください。

通知が届いていない・申請書をなくしてしまった・記入方法が分からない等の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

● 問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1226